

事 務 連 絡
令和 3 年 4 月 7 日

各部課長 様

市民政策部長

令和 4 年度 国・県予算ならびに施策に対する要望事項等の提出について（依頼）

このことにつきまして、例年、本市重要施策等の要望事項に関して、県知事をはじめ、関係機関等へ要望書を提出し、要望内容の実現のため、国や県、関係機関で取り組みを進めていただいているところです。

つきましては、令和 4 年度 国・県予算ならびに施策に対する要望事項の取りまとめを行いますので、下記により提出いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 提出物 ①令和 3 年度 国・県予算ならびに施策に対する要望事項の実現状況
 ②令和 4 年度 国・県予算ならびに施策に対する要望事項
 ※ ②で提出いただいた要望事項について、後日総合調整会議にて内容の精査を行った上で、重点要望項目（要望当日に知事と懇談するテーマ等）を決定しますのでご承知おきください。
2. 作成方法 別添「作成要領」を参照（※必ずご確認ください）
 ※昨年度からの継続要望については、本メールに添付の昨年度要望をベースに修正（朱書き・見え消し）してください。
3. 提出期限 令和 3 年 4 月 22 日（木）
4. 提出方法 元気創造政策課までメールで提出してください。
5. その他 参考資料として、昨年度に実施の要望事項にかかる新政会・公明栗東説明会及び議員懇談会の協議録を添付しています。

【担当】

市民政策部 元気創造政策課 奥(71068)

TEL：551-1808 内線：3540

国・県予算ならびに施策に対する要望 作成要領

令和3年4月7日

(1) 令和3年度 国・県予算ならびに施策に対する要望内容の実現状況

昨年度に実施した要望活動の実現状況（制度化や予算措置状況など）を把握し、今年度の要望内容に適切に反映することで、効果的な要望活動と要望事項の実現を目指します。

1、様式記入にかかる留意事項

○要望内容の実現状況

昨年度の要望に対する国・県の対応状況や見解等を簡潔に記載してください。

○継続要望の判断

昨年度提出した要望事項は、次ページの判断基準（図1）を基に、継続して要望すべきか判断してください。「継続」とした要望は、3ページの要領で要望事項を作成してください。

○備考欄

公開できない補足説明、国・県の見解等は備考欄に記載してください。（備考欄は非公開）

※後日市ホームページ等で公表することを前提としますので、市民に分かりやすい内容となるよう留意してください。

2、県の要望活動との整合

本市の要望事項について、県から国へ提案・要望等が行われている場合もあります。下記を参考にいただき、該当する案件は記載する内容と整合を図ってください。

①令和3年度に向けた政府への政策提案・要望について（滋賀県）

→【滋賀県ホームページ】

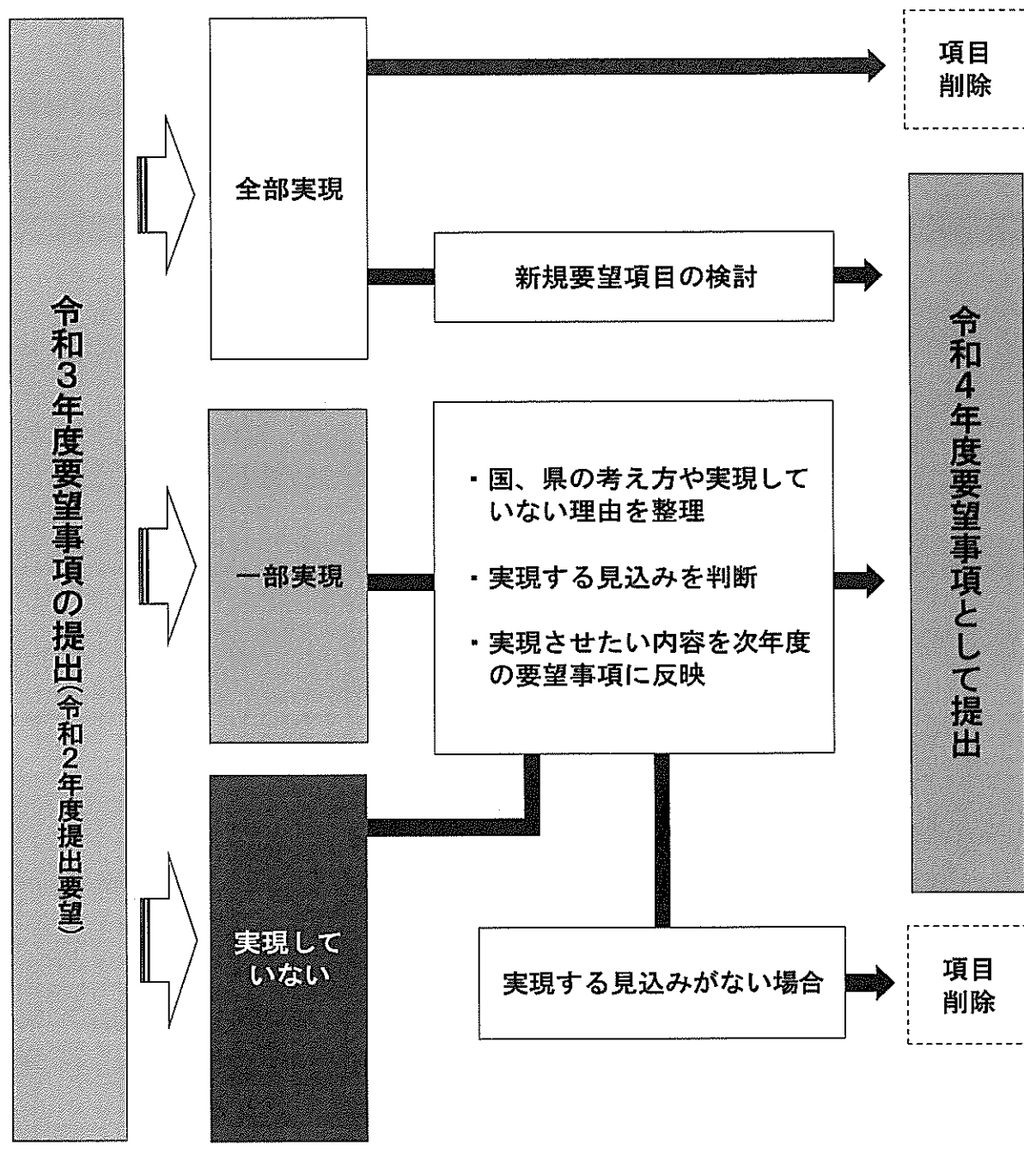
<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/kenseiunei/teian/312605.html>

②令和3年度に向けた国の施策および予算に関する提案・要望について（滋賀県）

→【滋賀県ホームページ】

<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/kenseiunei/teian/315369.html>

図一1 継続要望提出の判断基準



(2) 令和4年度 国・県予算ならびに施策に対する要望事項

今回照会する要望事項は、本市における課題解決のために、国・県に対して令和4年度に向けた予算の確保や補助制度の拡充・創設等の施策等の手立てを講じていただかなければならない事項です。

以下の点を考慮して作成してください。

1、令和4年度に向けて要望する必要がある事項であること

○要望事項は次に該当することとします。

- (1) 本市の施策を遂行する上で要望する必要がある事項
- (2) 国・県において、令和4年度に予算の確保、補助制度の拡充・創設、事業の促進等が必要な事項
- (3) 実現の可能性のある事項

※国に対する要望には、県を通じて国へ要望してもらいたい事項を含みます。

2、継続要望について見直すこと

昨年度提出した要望事項は、継続して要望すべきか判断し、積極的な見直し（削除・修正）を行ってください。

また、事業としてピークを過ぎ収束に向かっている事項、要望を重ねても実現する見込みがない事項などは除外するとともに、視点を変えて新規要望とすることなどを検討してください。

3、様式記入にかかる留意事項

○現状と課題

要望する背景や理由について、本市における現状や課題とともに簡潔に記載してください。

○要望内容

国・県に対して実現を求める内容を記載してください。継続要望においては、例年通りの内容とするのではなく、市が国・県に求めることをできる限り具体的に示してください。

○図面、写真等

要望内容や要望箇所が視覚的に分かりやすくなるよう、位置図、図面、グラフ、写真等を添付してください。

※本市が所属する各種協議会や期成同盟会等の要望活動において、「栗東市」としての要望事項が含まれる場合は、本件との整合を図ってください。

※後日市ホームページ等で公表することを前提としますので、市民に分かりやすい内容となるよう留意してください。

(3) 重点要望の選定

本市に関わる重要な事項のうち、緊急性・実現性・具体性が高く、次年度に国・県予算へ反映されるべきものであり、特に重点的に要望しなければならない事項を「重点要望」と位置づけ、国・県への要望する際には、特に強く実現を求めます。

この重点要望については、総合調整会議において審議の上、決定します。

○重点要望の選定基準

- ・優先順位の上位にあり、緊急性・実現性・具体性が高く、本市として特に重点的に要望しなければならない事項であること。
- ・次年度に実現すること、または実現しないことで、本市の行財政運営に大きな影響を及ぼすプロジェクトや事業であること。

No.	要望事項	要望内容	要望先	要望内容 実現の区分	国・県による要望内容の実現状況	継続要望 の判断	備考欄 (非公開) ※備考欄は非公開です	市担当部
			国・県					
		国、県、国・県 から選択 ※県を通じて国へ要望する場合は両方		全部実現、一部実現、実現せず から選択	・要望事項ごとに実現状況、国・県の対応状況等を記入してください。 ・後日市ホームページで公表する予定ですので、市民に分かりやすい内容とし、専門用語を使用する場合は、注釈を入れるなど工夫してください。 ※国・県の対応状況や見解について、公開できない状況説明は、右の備考欄（非公開）に記載してください。	継続、取り下げ から選択	・公開できない補足説明、前回の要望時からの状況の変化や国・県の見解等があれば記入してください。 ・備考欄の内容は非公開です。	市民政策部(危機管理課)

【記入例】 …昨年度の内容を引用

地方創生の深化に向けた取り組みの推進について	地方創生に向けた取り組みを着実に推進するため、地方創生関連交付金の対象となる事業について、地域間連携や多様な主体との協働など、全国一律の基準とすることなく、地域の実情に応じ、より一層の自由度の向上と柔軟な制度運用をいただけるよう、特段の配慮をお願いします。	国・県	全部実現	国が令和元年12月に策定した「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、地方創生推進交付金の安定的かつ継続的な支援枠組を維持することとしています。このことから、令和2年度については、以下の内容を含む運用改善が行われています。 ・企業版ふるさと納税等の民間資金確保に関するインセンティブ拡充 ・拠点整備交付金の一部対象拡大（設備整備・用地造成） 特に、企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）については税制改正により内容の拡充・期間の延長が行われています。	継続	・現在、国より示されている令和2年度の地方創生推進交付金の総額（当初予算）は、前年度と同規模の1,000億円の予算が確保されています。 ・国の第2期戦略においては、東京一極集中の是正のため、地方への移住・定着の促進に向けた関係人口の創出・拡大等、地方移住の裾野を拡大する取り組みを強化するとともに、地域におけるSociety5.0の推進などが主な取り組みの方向性として示されています。 ・しかし、本市の場合は引き続き人口増加が見込まれることから、第2期総合戦略においても移住促進を課題として掲げていません。このような自治体のそれぞれの事情に合わせた取り組みにも活用できるよう、自由度が高い柔軟な制度運用が必要であることから引き続き要望します。	市民政策部 （元気創造政策課）
------------------------	--	-----	------	--	----	---	--------------------

No.	要望事項	要望内容	要望先	要望内容 実現の区分	国・県による要望内容の実現状況	継続要望 の判断	備考欄 (非公開) ※備考欄は非公開です	市担当部
			国・県					
1	災害被災者の生活再建支援に係る制度の拡充等見直しについて	被災者生活再建支援制度の適用範囲について、局地的な自然災害を含む同一災害により被災したすべての被災区域が法に基づく支援の対象となるよう基準を見直すなど、被災者生活再建支援法に基づく支援制度における適用要件の緩和や拡大等の充実について、特段の配慮をお願いします。						市民政策部(危機管理課)
2	新駅問題の早期解決について	1. 主体的な取り組みについて 知事から市長に出された平成24年12月27日付け「新幹線新駅問題に係る今後の取り組みについて」の文書内容の確実な履行により、後継プランの早期完遂を目指し、滋賀県・栗東市新幹線新駅問題対策協議会及び検討ワーキング、県市定例会議において、市と共に考え、提案し、引き続き積極的な姿勢とスピード感をもって、主体的に取り組まれるよう、特段の配慮をお願いします。						建設部(国・県事業対策課)
2	新駅問題の早期解決について	2. 県職員の専従配置について 地権者をはじめとする関係者の意向把握や県・市の連携した動きは継続して必要となることから、新幹線新駅中止に係る諸課題のすべてが解決されるまでは、専従配置の継続により県の責任を果たされ、市と共に事業推進に取り組まれるよう、継続した専従について、特段の配慮をお願いします。						建設部(国・県事業対策課)
2	新駅問題の早期解決について	3. 財政的負担について 県から市への財政上の対応について、平成21年3月27日に締結した基本合意書、平成24年12月27日付け「新幹線新駅問題に係る今後の取り組みについて」及び平成29年3月21日の変更覚書に基づき、今後も後継プランの事業完遂に向け、誠意ある支援を確実に行うよう、特段の配慮をお願いします。						建設部(国・県事業対策課)
2	新駅問題の早期解決について	4. 旧市土地開発公社用地に係る問題の解決について 後継プランの具現化を進める中で、新幹線新駅中止及び土地区画整理事業の廃止により、事業目的を失った旧市土地開発公社所有地については、活用や事業化あるいは処分について円滑に進められるよう、具体的な支援に特段の配慮をお願いします。						建設部(国・県事業対策課)
3	新駅問題(後継プラン)の取り組みについて	1. 地域のまちづくりについて 地元及び地権者は新駅中止、新都心土地区画整理事業廃止により、後継プランの早期実現を望まれています。平成24年度には地区担当を配置し、情報発信や企業からの進出相談などに対応し、立地は進んでおりますが、地権者にはまだまだ不満が残っています。早期対応は、後継プランの全地権者対象説明会時に、知事自ら約束した内容です。よって、政策変更に対応する責任の重要性に鑑み、後継プランの早期実現に向けた主体的な対応姿勢について、特段の配慮をお願いします。						建設部(国・県事業対策課)
3	新駅問題(後継プラン)の取り組みについて	2. 基盤整備について 後継プランに係る基盤整備について、社会資本整備総合交付金事業の採択を受け整備を進めています。については、事業促進が円滑に図れるように予算確保等の総合的な支援について、特段の配慮をお願いします。						建設部(道路・河川課)
3	新駅問題(後継プラン)の取り組みについて	3. 関連する県事業について 後継プランに明記した各種事業の確実な実施、並びにその効果を最大限に活かしていくため、関連する県事業(中ノ井川ショートカット事業、主要地方道栗東志那中線、県道片岡栗東線)の着実な実施をいただくよう、引き続き特段の配慮をお願いします。						建設部(国・県事業対策課)
3	新駅問題(後継プラン)の取り組みについて	4. 企業立地促進施策について 単に既存の制度の活用だけではなく、「環境立県滋賀」として県独自の施策の創設や新駅問題特定プロジェクト対策室をワンストップとした商労働局等との連携を密にし、企業誘致推進室職員を兼務されていることを有効に生かし積極的な対応をいただくよう、特段の配慮をお願いします。						建設部(国・県事業対策課)
4	防災・減災対策の充実強化について	令和2年度までとなっている緊急防災・減災事業債について、同報系防災行政無線の不音地域への整備などの防災情報設備整備や避難所などの災害時の拠点施設整備など、今後も計画的な整備を進める必要があるため、防災・減災対策の取り組みが計画的に実施できるよう、対象事業を拡充されるとともに、令和3年以降も恒久的な起債制度として継続されるよう、特段の配慮をお願いします。						市民政策部(危機管理課)

No	要望事項	要望内容	要望先	要望内容 実現の区分	国・県による要望内容の実現状況	継続要望 の判断	備考欄 (非公開) ※備考欄は非公開です	市担当部
			国・県					
5	滋賀県市町振興資金による財政支援について	本市においては、財政の健全化に向けた取り組みを引き続き進めています。厳しい財政状況がまだまだ続いています。 これらのことから、低利かつ安定的に資金貸付をいただける市町振興資金貸付制度を、今後も維持・継続いただき、本市の財政健全化に向けた取り組みや地域の政策課題への対応について、積極的な財政支援を講じていただけるよう、引き続き特段の配慮をお願いします。						市民政策部(財政課)
6	地方消費税交付金の減収に伴う補てん措置について	地方消費税交付金の交付税算入額と実決算額に大きな乖離が生じた場合への対応として、地方財政の安定的な運営の観点から、法人市民税のように、算入額の乖離を補うような減収補てん債の発行を可能としたり、翌年度の交付税算定における精算方式を導入するなどの制度を創設いただけるよう、特段の配慮をお願いします。						市民政策部(財政課)
7	地方創生の深化に向けた取り組みの推進について	地方創生に向けた取り組みを着実に推進するため、地方創生関係交付金等諸制度の対象となる事業について、地域間連携や多様な主体との協働や新しい時代の流れへの対応など、全国一律の基準とすることなく、地域の実情に応じ、更なる自由度の向上と柔軟な制度運用をいただけるよう、特段の配慮をお願いします。						市民政策部(元気創造政策課)
8	「公共施設等適正管理推進事業債」(長寿命化事業)の対象拡大について	公共施設等の適正管理について、災害時にも活用される公用施設である市役所庁舎についても、「公共施設等適正管理推進事業債」(長寿命化事業)の対象としていただくとともに、事業年度を延長されますよう、特段の配慮をお願いします。						市民政策部(財政課)
9	新型コロナウイルス感染症にかかる地方財政支援について	新型コロナウイルス感染症への対応はもとより、感染症収束後における様々な行政サービスの提供に向けた安定的な財政運営を可能とするための、十分な地方財政措置を講じていただけるよう、特段の配慮をお願いします。 特に、措置を講じていただくに当たっては、財政力ではなく、感染状況や感染予防対応などコロナ禍の地域の取り組み実態を踏まえた支援をお願いします。						市民政策部(財政課)
10	産業廃棄物最終処分場問題の早期解決について	地下水汚染拡散の防止並びに市民の安全安心を確保するため実施されたRD最終処分場の二次対策工事完了後については、モニタリング調査を計画通り円滑かつ確実に進め、調査結果の公表はもとより、地元住民・市との情報共有を図り、不測の事態には的確に対処するなど、周辺住民の方々が早期に安心して暮らせるよう、特段の配慮をお願いします。 また、定期的な除草等、最終処分場跡地については健全な管理の徹底を図るとともに、その跡地利用についても地元住民の意見が反映され、モニタリング完了後速やかに有効に活用されるよう、特段の配慮をお願いします。						環境経済部(環境政策課)
11	獣被害防止対策と交付金事業の充実について	西部・南部地域の5市で広域的地域協議会を設立し、有害獣の生息場所や移動等の情報共有に努めるとともに、技術交流による先進的な捕獲・防護設備の整備を実施してきましたが、市域をまたがる被害については、県主体による対策を講じるなど特段の配慮をお願いします。 また、「鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業交付金」「滋賀県自治振興交付金」「森林動物対策事業補助金」の継続的な予算確保と更なる予算の充実について、特段の配慮をお願いします。						環境経済部(農林課)
12	民間事業体の地域材利用建築物に対する支援について	公共建築物等の整備に活用可能な補助事業・制度として、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づく木材利用方針の策定市町村において、地域材利用のモデルとなるような公共建築物の木造化、内装木質化に対し支援がありますが、地域材利用による商業施設などの木造化や内装木質化に取り組む民間事業者に対しても支援の対象となる補助事業・制度の整備をお願いします。						環境経済部(農林課)
13	守山栗東雨水幹線の事業促進について	出庭工区管渠工事について、地元自治会をはじめとし関係機関との十分な協議、調整を図るなかで、全線を早期に完了いただくよう特段の配慮をお願いします。						上下水道事業所(上下水道課)

No	要望事項	要望内容	要望先	要望内容 実現の区分	国・県による要望内容の実現状況	継続要望 の判断	備考欄 (非公開) ※備考欄は非公開です	市担当部
			国・県					
14	強度行動障がい者の処遇改善について	強度行動障がい者が、安心して安定したサービスが受けられるよう「強度行動障害者通所特別支援事業」においては、期間の限定なく継続した支援が受けられるよう見直しをしていただき、また、「医療的グループホームおよび強度行動障害者グループホーム運営事業」については、滋賀県自治振興交付金のメニューの一つではなく、滋賀県重度障害者地域包括支援事業に位置付けていただき、補助制度の拡充について、特段の配慮をお願いします。						健康福祉部(障がい福祉課)
15	地域生活支援事業の国・県補助額の適正化について	市町地域生活支援事業にかかる十分な財源確保ができるように、実施事業費に見合う補助基準額を設定いただくとともに、補助金の増額について特段の配慮をお願いします。						健康福祉部(障がい福祉課)
16	子ども福祉医療費助成の国または県での統一について	子どもの健全な成長を確保し、子育て家庭の経済的負担を軽減する観点から、市町での少子化の度合いや財政力によることなく、どこに住んでも安心して子どもを生み育てることのできる環境を保障するため、県には、就学後の子ども医療費助成について、県下統一した助成制度の創設を要望します。加えて全国一律の助成、乳幼児と合わせて小学校入学以後の子どもの医療費の自己負担のあり方について、医療保険制度を含む全国的な制度での対応の検討を望みます。						健康福祉部(保険年金課)
17	国民健康保険地方単独事業国庫負担金の減額措置の廃止について	今後、国保財政の基盤安定や少子化対策推進等のため、地方単独事業に係る国庫負担金減額措置は、全面的な廃止を要望します。						健康福祉部(保険年金課)
18	就労継続支援事業所の障がいのある利用者への工賃補助について	B型事業所の利用者についても、雇用調整助成金と同様の補償が受けられるよう制度の整備をお願いします。						健康福祉部(障がい福祉課)
19	保育所等の園外活動時の安全確保について	国道・県道における安全対策について、道路管理者として交通安全施設の再点検をいただき、特に過去に事故が多発しているなどの危険箇所について、必要な措置を講じていただきますようお願いいたします。 また、園児をはじめとする歩行者の安全確保を図るうえにおいて、ガードパイプやガードレール等の交通安全施設の整備には、多額の経費を要することから、施設の整備に関する新たな補助制度の創設など、財政負担軽減のための支援について格別のご配慮をお願いします。 さらに、法人立園に対しては、保育支援者の業務に「園外活動時の見守り等」を加えられたところですが、公立園に対しても同様のキッズ・ガードの配置に対する財源補てん制度や、キッズ・ゾーンの設置に対する直接的な財源措置を図り、乳幼児を対象とした保育施設周辺での安全対策の強化をお願いします。						子ども青少年局(幼児課)
20	幼児教育・保育の充実について	幼児教育・保育の無償化の影響による保育需要の大幅な増加に対応するため、国の「子育て安心プラン」が終了する令和3年度以降も後継プランを策定し、待機児童の解消に向け、地域の実情を踏まえ、待機児童解消のための受け皿の施設整備をはじめ、保育人材の養成と確保、更には幼児教育・保育の質の向上策について、国・県の責任として恒久的な支援をお願いします。 また、保育従事者自身の仕事と家庭の両立支援や、仕事を続けやすい環境の整備、さらには保育人材の確保と定着化に向けて、更なる基本賃金のベースアップのための制度見直しを行うとともに、保育士等の保育従事者の業務負担軽減を図るため、受講が義務付けられている各種研修・講習等の講習内容の共通化による負担軽減と受講費用に対する支援、及び保育所等のICT化推進事業の拡充など、更なる財政支援を含めた施策の充実をお願いします。 併せて、無償化を契機として、子どもの育ちに最も重要な家庭における良好な親子関係の中での養育が安易に放棄されることがないよう、家庭での養育の重要性とともに、適切な保育サービス利用に向けた啓発についても並行してお願いします。						子ども青少年局(幼児課)
21	企業立地にかかる支援について	企業立地に向けた県の関係部局との協議や土地利用調整にあたり、企業立地推進のサポート組織により一元的に対応をしていただける等、一層のご支援をお願いします。 また、企業立地に必要となる市街地拡大のご支援や地域整備法等を活用した土地利用規制の緩和の強化をお願いいたします。						環境経済部(企業立地推進課)

No.	要望事項	要望内容	要望先	要望内容 実現の区分	国・県による要望内容の実現状況	継続要望 の判断	備考欄 (非公開) ※備考欄は非公開です	市担当部
			国・県					
22	一級河川の改良事業等促進について	1. 金勝川広域基幹河川改修事業の促進 県道六地藏草津線バイパス交差部上流部までの平地化事業の早期整備完了と、計画全線での整備完了に向けた着実な事業促進について、特段の配意をお願いします。 また、護岸の老朽化も激しく、全線での点検と必要な補強対策等の確実な実施を要望します。						建設部(国・県事業対策課)
22	一級河川の改良事業等促進について	2. 葉山川広域基幹河川改修事業の促進 県道六地藏草津線橋梁部の早期整備に加え県道上流部区間の早期工事着手に向けた取り組みについて、特段の配意をお願いします。						建設部(国・県事業対策課)
22	一級河川の改良事業等促進について	3. 中ノ井川ショートカット事業の促進 野尻地先から大橋地先までの上流計画区間について、事業区間毎の計画年次を示す中での計画的で着実な事業実施による、一日も早い全線の整備完了が図れるよう特段の配意をお願いします。						建設部(国・県事業対策課)
23	野洲川改修事業の促進等について	野洲川左岸、栗東市林地先～伊勢落地先での早急な護岸整備及び河川整備計画の見直しを含めた河川改修整備と、維持管理について、流水の阻害となる樹木の撤去や堆積土砂の浚渫等、特段の配意をお願いします。 野洲川運動公園については、公園整備に際しては本市が、堤外民地を買収して整備し、管理している点を考慮いただき、恒久的な占用及び整備が可能となるよう、特段の配意をお願いします。						建設部(国・県事業対策課)
24	野洲川高水敷の管理用道路の整備と弾力的な運用について	当該管理用道路について連続的な利用が可能となるよう、既存の管理用道路を活用した整備と管理ならびに弾力的な運用について、特段の配意をお願いします。						市民政策部(元気創造政策課)
25	国道バイパスに関する事業促進について	①栗東水口道路(国道1号バイパス)の整備促進 栗東水口道路(国道1号バイパス)の暫定供用後の通過交通対策について、検証とともに十分な対応をしていただくよう要望します。 また、抜本的な通過交通対策のためには、残る県道川辺御園線までの区間(国施行、0.9km)と山手幹線(県施行、2.9km)の早期全線同時供用が必要であり、県と連携した整備促進について、特段の配意をお願いします。						建設部(国・県事業対策課)
25	国道バイパスに関する事業促進について	②野洲栗東バイパス(国道8号バイパス)の整備促進 全区間の事業促進のため、分断する生活道路・通学路等の復旧対策や地域の環境対策への配慮並びに交通安全施設の協議・調整について十分な検討をお願いするとともに、用地買収の促進と合わせ整備促進について、特段の配意をお願いします。						建設部(国・県事業対策課)
26	国道等(1号・8号、栗東第二IC)の合流箇所における歩道整備について	近隣にはJR手原駅及び第三次医療機関である済生会滋賀県病院があり、駅及び病院利用者や沿線住民の地域間の往来等が安全に通行できるよう、国道等の合流箇所における歩道ネットワークの整備と国道1号・8号横断施設の設置及び国道1号横断施設の改善に向け、特段の配意をお願いします。						建設部(国・県事業対策課)
27	県施行による都市計画道路等の事業促進について	①県道片岡栗東線(守山市～国道8号)の現道拡幅整備 国道8号バイパス及び後継プランとの連携した整備促進について、特段の配意をお願いします。						建設部(国・県事業対策課)
27	県施行による都市計画道路等の事業促進について	②山手幹線(国道1号バイパス先線、上砥山～草津市馬場町)の整備 国道1号バイパスの先線として必要不可欠な主要幹線道路であり、国道1号栗東水口道路Ⅰ・Ⅱ期区間と山手幹線(主要地方道大津能登川長浜線)が連続して供用の開始が図れるよう、着実な事業促進について特段の配意をお願いします。						建設部(国・県事業対策課)
27	県施行による都市計画道路等の事業促進について	③主要地方道栗東信楽線(野洲川幹線)の事業促進 当該道路は幅員が狭く見通しが悪いことから事故が多発している事に加え、国道1号バイパスの開通等に伴う道路ネットワーク整備の観点から、早期整備について特段の配意をお願いします。						建設部(国・県事業対策課)

No	要望事項	要望内容	要望先	要望内容 実現の区分	国・県による要望内容の実現状況	継続要望 の判断	備考欄 (非公開) ※備考欄は非公開です	市担当部
			国・県					
27	県施行による都市計画道路等の事業促進について	④都市計画道路下笠下砥山線（県道川辺御園線等）の整備 広域的な道路ネットワーク整備の観点から、滋賀県道路整備アクションプログラム2018に事業化検討路線として位置付けていただきました。引き続き、国道1号から栗東水口道路Ⅰ・山手幹線までの区間、約3.3kmの県事業による事業化及び整備促進について、特段の配慮をお願いします。						建設部(国・県事業対策課)
27	県施行による都市計画道路等の事業促進について	⑤県道六地藏草津線（岡～川辺）のバイパス整備の促進 主要地方道大津能登川長浜線や金勝川平地化事業との連携により、全線開通の早期整備について、特段の配慮をお願いします。						建設部(国・県事業対策課)
28	県道栗東信楽線の改修整備の計画について	1. 主要地方道栗東信楽線の接続計画の早期決定 地域住民の生活道路として、更には地域間交流や物流を支える幹線道路として重要な役割を持つ当路線について、施工中の付替県道大津信楽線事業と合わせた交差点接続が図れるように整備計画の早期決定と事業着手を要望します。						建設部(国・県事業対策課)
29	道路事業費の確保について	道路整備については、市街地の安全性を高める道路網づくり、地域活力創生のまちづくり、安心・安全に暮らせるまちづくりに資するため、適切な事業費の確保について、引き続き、特段の配慮をお願いします。						建設部(道路・河川課)
30	急傾斜地崩壊対策事業の採択基準の要件緩和について	土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域内に居住されている市民の暮らしに安心なまちづくりによる砂防事業の強力かつ着実な推進のため、急傾斜地崩壊対策事業における採択基準等の要件緩和について特段の配慮をお願いします。						建設部(土木管理課)
31	コミュニティバス運行対策費補助金制度の見直しについて	県コミュニティバス運行対策費補助金制度における前年度補助金実績を上限とする規定について、利用者拡大や収支率改善など、一定条件下における弾力的な運用又は関係条項の見直し及び利用者拡大を図るため、快適なバス待ち環境の整備等に対する新たな補助金制度の創設及び地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の補正係数や基礎定額について前年と同水準以上の確保をいただきますよう特段のご配慮をお願いします。 また、山手幹線等の広域幹線道路が整備された際は、大津湖南エリア地域公共交通網形成計画を鑑み、滋賀県主体で路線バス網の整備を検討していただきますよう特段のご配慮をお願いします。						建設部(交通政策課)
32	J R在来線（草津線・琵琶湖線）の整備について	1. 草津線複線化について 本市をはじめとする湖南市、甲賀市など草津線沿線の自治体においては、まちづくり発展のため草津線複線化に向けた事業の推進が不可欠であり、また、観光資源として活用可能なSHINOBI-TRAINを運行ダイヤに含めることにより、乗車を目的とした観光客の誘因が草津線の利用者増につながることから、令和3年6月以降も継続運行するよう特段の配慮をお願いします。						建設部(交通政策課)
32	J R在来線（草津線・琵琶湖線）の整備について	2. 琵琶湖線栗東駅の発着列車の増発並びに琵琶湖線複々線化について 琵琶湖線栗東駅周辺は都市居住拠点として、また隣接する環境・産業拠点の誘導とも相まって、都市機能の集積及び利便性の高い都市構造を目指しています。 このことにより、人口増加や経済活動の進展施策を以って更なる鉄道利用者増を見込んでおり、朝の通勤・通学の時間帯に限り野洲駅始発の新快速電車の停車及びダイヤの見直しによる草津駅での緩急接続による対応、並びに湖南地区において今後も人口増加が見込まれる中で、利用者の利便性向上のため輸送力の強化が不可欠となることから、琵琶湖線複々線化実現に向けた事業の推進について、特段の配慮をお願いします。						建設部(交通政策課)
33	住宅事業費の確保について	公営住宅等の長寿化対策については、市営住宅等の入居者の安全・安心な暮らしを支えるとともに、生活困窮者等の住宅セーフティネットを提供するうえで必要性の高い施策となりますので、適切な事業費の確保について、特段の配慮をお願いします。						建設部(住宅課)

No	要望事項	要望内容	要望先	要望内容 実現の区分	国・県による要望内容の実現状況	継続要望 の判断	備考欄 (非公開) ※備考欄は非公開です	市担当部
			国・県					
34	都市計画公園栗東健康運動公園整備事業に対する支援について	事業の確実な推進に向け、各種（国庫）補助制度の採択が受けられるよう特段の配慮をお願いします。また、公園整備にかかる県の関係部局との法令関係協議にあたり、都市計画担当部局による一層の支援をいただきますようお願いします。						建設部(都市計画課)
35	特別支援教育加配教員の配置について	平成19年4月1日施行の「学校教育法等の一部を改正する法律」に規定されている「小中学校において、学習障がい(LD)・注意欠陥多動性障がい(ADHD)等を含む障がいのある児童生徒に対して適切な教育を行う」ために、特別支援教育加配教員の配置について、特段の配慮をお願いします。						教育部(学校教育課)
36	特別支援学級の編制基準の引き下げについて	小・中学校における特別支援学級の学級編制の標準は現在8人となっていますが、障がいのある児童生徒の教育の充実を図るため、編制基準の引き下げとそれに伴う教職員定数の改善について、特段の配慮をお願いします。						教育部(学校教育課)
37	小中学校教職員定数の見直しについて	学級編成の標準で1学級の児童生徒数を35人として、教職員定数を定めるよう特段の配慮をお願いします。						教育部(学校教育課)
38	公立学校施設大規模改造事業に対する国の財政的支援の堅持について	児童・生徒の健康管理を見守り、安全で安心な学校施設の環境の中で、学力を学び、豊かで健やかな体を育む子どもたちの育ちを支えていくため、令和3年度以降におきましても、喫緊の課題として下記の工事を予定しております。安全・安心な学校運営を行うため、令和3年度の学校施設環境改善交付金事業における、事業申請に対する採択について、特段の配慮をお願いします。 交付金事業（栗山中学校大規模改造Ⅱ期工事、大規模改造トイレ事業）						教育部(教育総務課)
39	小学校における教科担任制の導入の促進について	「小学校における教科担任制の導入」を促進する加配配置等の仕組みづくりについて、特段の配慮をお願いします。						教育部(学校教育課)
40	少人数指導加配配置について	新型コロナウイルス感染症感染防止の取り組みを学校で着実に進めていくため、児童・生徒同士や児童生徒と教職員とのソーシャルディスタンスの確保が重要となります。ソーシャルディスタンスの確保のために、例えば、1クラスを二分して2クラスで指導する等、多人数の学級を少人数へと分散させることが有効です。そのためには、より多くの教職員が必要となるため、少人数指導教員の追加配置をお願いします。						教育部(学校教育課)
41	GIGAスクールを効果的に進めていくための人的支援について	業務に応じて必要な知見を有する者を、各市が状況に応じた人材の確保が困難であり、また、教職員の水準を均一にするためにも県域で共通の方針が必要なため、ICT支援員の確保・配置および教職員の知見をボトムアップする研修等を県が主体となって実施いただくことを要望します。						教育部(学校教育課)

No.	要望事項	要望内容	要望先	要望内容 実現の区分	国・県による要望内容の実現状況	継続要望 の判断	備考欄 (非公開) ※備考欄は非公開です	市担当部
			国・県					
42	第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会にかかる支援の拡充について	本大会の開催を契機に市民のスポーツに対する意識及び体力向上、健康増進が見込まれ、大会終了後もその効果が継続することから、国スポ・障スポの本県開催という意義を大きく捉えていただき、市町が行う施設及び付帯設備整備につきましては各市町の実態に見合う支援をお願いいたします。特に本市に会場地が内定しているレスリング競技については、同大会での本市出身の有望選手の活躍も期待されることから大会が盛り上がり、大会後におけるスポーツに親しむ意識の向上に繋がるものと考えられることから特段の配慮をお願いします。 また、施設本体に関連して道路や河川、公園等の付帯設備を整備するケースが多いと見込まれることから、付帯設備の整備が必要な場合につきましては、社会資本整備総合交付金を活用して整備する際に、通常の交付金対象事業に支障が出ないよう県全体の交付金枠とは別枠にて算定するなどの柔軟な運用や、市町競技施設整備費補助金の対象を付帯設備まで拡大すること、加えて開催運営経費に対する財政支援等についても特段の配慮をお願いいたします。 併せて、施設本体の整備に関しましても、競技に直接関わる部分だけでなく、トイレ改修や段差解消、スロープ設置等ユニバーサルデザイン化への積極的な対応や照明設備のLED化による省エネ対策等にも対応できるよう補助対象の見直しや補助限度額の撤廃等について特段の配慮をお願いいたします。						教育部(スポーツ・文化振興課)
43	警察活動推進体制の整備について	市民の安全安心確保・犯罪の抑止においては、地域における警察活動・施設が重要な要素であります。このことから今般の草津警察署の移転にあたっては、湖南地域の状況を考慮いただき、市民の安全・安心の確保と地域に密着した警察活動の向上を図るため、本市内の交番・駐在所勤務の警察官増員や新たな交番設置など警察活動の増強により、本市内における警察力の更なる強化について要望します。 また、草津警察署移転事業については、市民からも高い関心を寄せられていることから、事業の進捗状況について、定期的にお知らせいただく等のご配慮をお願いします。						市民政策部(危機管理課)

【新規・継続】

新規事項または継続事項について、記入ください。

令和3年4月7日
総合調整会議 資料3

令和4年度国・県予算ならびに施策に対する要望事項

【要望先】 ○○省 ○○局 ○○課

滋賀県 ○○部 ○○課

〔現状と課題〕(背景・要望する理由など)

〔要望内容〕

〔図面・写真等〕(位置図、図面、写真等を活用し、理解しやすいように作成してください。)

担当部・課 ○○部 ○○課

令和4年度国・県予算ならびに施策に対する要望事項

【要望先】〇〇省 〇〇局 〇〇課

滋賀県 〇〇部 〇〇課

地方創生の深化に向けた取り組みの推進について

〔現状と課題〕(背景・要望する理由など)

本市の人口は、2045年頃までは緩やかに増加していくものの、年少人口（0歳～14歳）は2010年をピークに、また、生産年齢人口（15歳～64歳）は2030年をピークに減少に転じ、一方、老年人口（65歳以上）は2045年まで一貫して増加を続け全体人口に対し23.9%を占めると推計しており、急激な高齢化の進行が社会経済の構造を変化させ、地域活力を低下させる重要な課題となっています。

人口減少・超高齢化という喫緊の課題に対応するため、本市におきましては「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、平成27年度に「栗東市人口ビジョン」ならびに令和元年度に「第2期栗東市総合戦略」を策定し、人口減少や地域経済の縮小の克服をはじめとする地方創生の取り組みを推進しているところです。

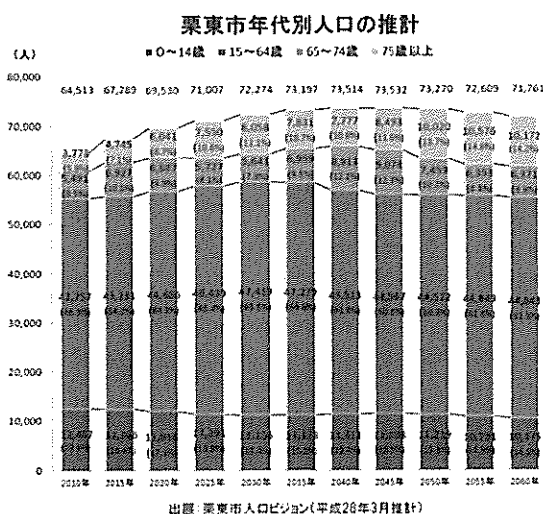
国では、現在「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく取り組みを進められていますが、本市におきましても、現在「第2期栗東市総合戦略」に基づき、実施事業の重点化も視野に入れながら、地方創生の更なる深化のため地域の実情に応じた施策に取り組んでいます。

地方創生が目指す「将来にわたって『活力ある地域社会』の実現」を図るには、それぞれのまちが抱える独自の課題の解決に向けた弾力的な取り組みを継続して行うことが不可欠であることから、今後、更に自由度の高い柔軟性のある制度であることが求められます。

〔要望内容〕

地方創生に向けた取り組みを着実に推進するため、地方創生関係交付金等諸制度の対象となる事業について、地域間連携や多様な主体との協働や新しい時代の流れへの対応など、全国一律の基準とすることなく、地域の実情に応じ、更なる自由度の向上と柔軟な制度運用をいただけるよう、特段の配慮をお願いします。

〔図面・写真等〕



令和3年4月7日
総合調整会議資料4

令和4年度 国・県予算ならびに 施策に対する要望

実施要領

令和3年4月

1. 趣旨・目的・定義

(1) 趣旨

本要領は、本市が抱える諸課題に対し、新年度の国・県予算ならびに施策に対する要望（以下、「国県要望」という。）に係る事務を効率的、効果的に進め、要望事項の実現を図るため定めるものです。

(2) 目的

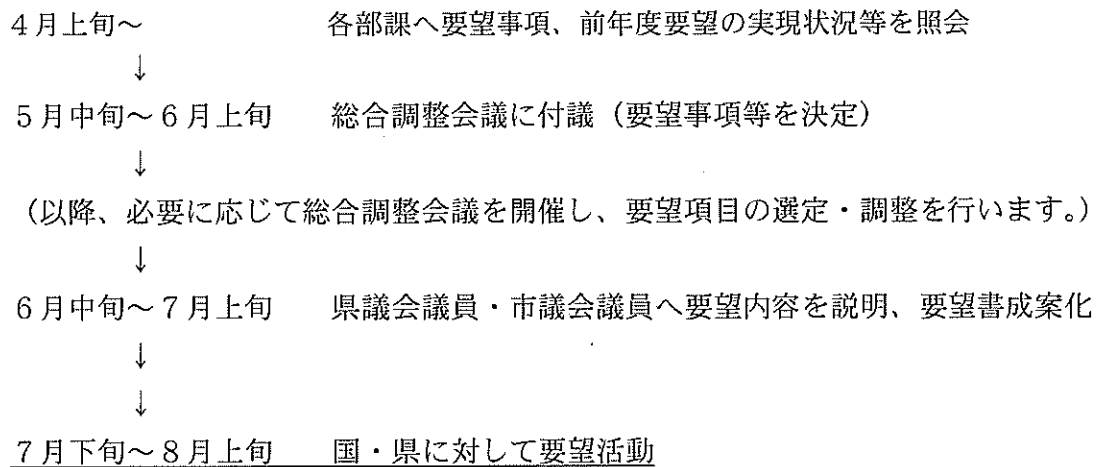
国県要望は、本市の市民生活における公共の福祉の増進やまちづくりの発展に寄与することを目的に実施するものであり、要望事項の達成を通じて、国・県における予算の確保や制度拡充等を目指すものです。

(3) 定義

予算に関する要望 : 要望活動を通じて国・県等の予算確保を目指すもの

施策に関する要望 : 要望活動を通じて国・県等の法律や制度拡充等を求めるもの

2. 国県要望のスケジュール



3. 事務フロー

国県要望実施に向けては、次の事務フローにより事務手続きを進めます。

日 程	栗東市	県	市長会要望	
			県市長会	近畿市長会
1 月				要望事項 提出
4 月上旬～	総合調整会議【報告】 ・国県要望の進め方の確認 各部課へ照会 ・要望事項、前年度要望の実現状況 等			
5 月中旬～ 6 月上旬	総合調整会議【審議】 ・要望事項・重点要望の決定 ・前年度分実現状況の内容確認	要望活動の 日程調整		
6 月中旬～ 7 月上旬	議会への説明と意見交換 要望書成案化		要望事項 提出	
7 月下旬～ 8 月上旬	国・県へ要望活動			時点修正 ↓
8 月中旬～	要望書等を市HPへ掲載		↓	
9 月		県へ要望活動		

(1) 各部課への照会

○国県要望の要望事項等を各部課に照会します。 …別紙「作成要領」参照

(2) 要望書(案)の決定・重点要望の選定 …総合調整会議にて(審議事項)

- ・各部課から提出された要望事項を、総合調整会議で審議し、決定します。
- ・重点要望の決定基準に従い、要望事項から重点要望・一般要望の区分を審議し、決定します。
- ・過年度分の要望活動の実現状況についても、総合調整会議で情報を共有します。

<重点要望の扱い>

- ・総合調整会議で要望項目の精査を含め、重点要望を決定する。
- ・重点要望は、本市から各市長会等へ提出する要望事項の候補とするほか、その中でも県に対して特に強く要望する項目(3～5点程度)については、要望活動当日に市長から県知事へ直接説明・要望を行います。

(3) 議会との連携

国県要望の作成にあたっては、政策・施策の実現に向け議会と連携して進めていくことを目的とし、議会議員(県・市)への説明や意見聴取を行い、要望書の成案化を図ります。

(4) 要望活動の体制

要望活動当日は、要望書(原本)を紙ベースで提出します。また、要望書提出時の出席者と説明者は次のとおりとします。

○要望書提出時の出席者と説明者

県知事	→市長、副市長、教育長、市民政策部長
県副知事	→市長、副市長、教育長、市民政策部長
県教育長	→市長、副市長、教育長、市民政策部長
県所管部長	→市長、副市長、市民政策部長
県警察本部長	→市長、副市長、市民政策部長
その他機関(国)	→市長、副市長、市民政策部長、担当部長

		市の重点要望項目						近畿市長会				
No	要 望 事 項	区分	R1	R2	R3	R1	R2	R3	R2	R3	R4	市所管部
1	災害被災者の生活再建支援に係る制度の拡充等見直しについて	(継続)	◎	◎		◎	◎	◎				市民政策部
2	新駅問題の早期解決について	(継続)	◎	◎								建設部
3	新駅問題（後継プラン）の取り組みについて	(継続)	◎	◎								建設部
4	防災・減災対策の充実強化について	(継続)		◎			◎	◎				市民政策部
5	滋賀県市町振興資金による財政支援について	(継続)										市民政策部
6	地方消費税交付金の減収に伴う補てん措置について	(継続)	◎	◎		◎	◎	◎				市民政策部
7	地方創生の深化に向けた取り組みの推進について	(継続)										市民政策部
8	「公共施設等適正管理推進事業債」（長寿命化事業）の対象拡大について	(継続)	◎	◎		◎	◎	◎				市民政策部
9	新型コロナウイルス感染症にかかる地方財政支援について	(新規)						◎				市民政策部
10	産業廃棄物最終処分場問題の早期解決について	(継続)	◎	◎								環境経済部
11	獣被害防止対策と交付金事業の充実について	(継続)										環境経済部
12	民間事業者の地域材利用建築物に対する支援について	(継続)	◎	◎								環境経済部
13	守山栗東雨水幹線の事業促進について	(継続)										上下水道事業所
14	強度行動障がい者の処遇改善について	(継続)										健康福祉部
15	地域生活支援事業の国・県補助額の適正化について	(継続)										健康福祉部
16	子ども福祉医療費助成の国または県での統一について	(継続)										健康福祉部
17	国民健康保険地方単独事業国庫負担金の減額措置の廃止について	(継続)		◎								健康福祉部
18	就労継続支援事業所の障がいのある利用者への工賃補助について	(新規)						◎				健康福祉部
19	保育所等の園外活動時の安全確保について	(継続)		◎	◎		◎	◎				子ども青少年局
20	幼児教育・保育の充実について	(継続)	◎	◎	◎		◎	◎		◎	◎	子ども青少年局
21	企業立地にかかる支援について	(新規)			◎							環境経済部
22	一級河川の改良事業等促進について	(継続)	◎	◎		◎	◎	◎				建設部
23	野洲川改修事業の促進等について	(継続)	◎	◎		◎	◎	◎				建設部
24	野洲川高水敷の管理用道路の整備と弾力的な運用について	(継続)										市民政策部
25	国道バイパスに関する事業促進について	(継続)	◎	◎		◎	◎	◎				建設部
26	国道等（1号・8号、栗東第二IC）の合流箇所における歩道整備について	(継続)										建設部
27	県施行による都市計画道路等の事業促進について	(継続)	◎	◎		◎	◎	◎				建設部
28	県道栗東信楽線の改修整備の計画について	(継続)	◎	◎								建設部
29	道路事業費の確保について	(継続)	◎	◎		◎	◎	◎				建設部
30	急傾斜地崩壊対策事業の採択基準の要件緩和について	(継続)	◎	◎		◎	◎	◎				建設部
31	コミュニティバス運行対策費補助金制度の見直しについて	(継続)										建設部
32	J R在来線（草津線・琵琶湖線）の整備について	(継続)	◎	◎								建設部
33	住宅事業費の確保について	(継続)	◎	◎								建設部
34	都市計画公園栗東健康運動公園整備事業に対する支援について	(継続)		◎								建設部
35	特別支援教育加配教員の配置について	(継続)	◎	◎		◎	◎	◎				教育部
36	特別支援学級の編制基準の引き下げについて	(継続)	◎	◎		◎	◎	◎	◎			教育部
37	小中学校教職員定数の見直しについて	(継続)	◎	◎								教育部
38	公立学校施設大規模改修事業に対する国の財政的支援の堅持について	(継続)	◎	◎								教育部
39	小学校における教科担任制の導入の促進について	(継続)		◎								教育部
40	少人数指導加配配置について	(新規)			◎			◎				教育部
41	G I G Aスクールを効果的に進めていくための人的支援について	(新規)			◎			◎				教育部
42	第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会にかかる支援の拡充について	(継続)		◎								教育部
43	警察活動推進体制の整備について	(継続)		◎								市民政策部

市の重点要望項目については、◎印が重点項目、空欄は一般項目です。

令和 3 年 4 月 7 日（水）
総合調整会議

事 務 連 絡
令和 3 年 4 月 日

各所属長 様

市民政策部長

第六次栗東市総合計画「実施計画兼評価シート」の作成について

令和 2 年度を始期とする第六次栗東市総合計画前期基本計画におきまして、別紙「実施計画兼評価シート」を実施計画として位置付け、毎年見直しをしていきます。

また、基本的にはこのシートをもって、「第六次栗東市総合計画」「第八次栗東市行政改革大綱」「第 2 期栗東市総合戦略」「栗東市市民参画と協働によるまちづくり推進条例行動計画」の進捗管理も併せて行います。

つきましては、年度初めのご多用のところ恐縮ですが、別添「第六次栗東市総合計画」等諸計画を確認いただき、「資料作成にあたっての留意事項」を参考にシートの作成をお願いします。

記

- ① シートは各所属の関連する基本施策ごとに作成し、なるべく A 3 裏表で収まるようお願いします。
- ② 提出期日は 4 月 2 8 日（水）とします。

【問い合わせ】元気創造政策課
奥村（PHS 70950）古川（PHS 71243）

【資料作成にあたっての留意事項】

事業計画兼評価シート作成にあたっては、添付している第六次総合計画、第八次行政改革大綱、第2期総合戦略、市民参画と協働によるまちづくり推進条例行動計画を確認しながら記入してください。

様式を一部変更していますので、旧様式の1～17行をコピー、新様式に貼付けて使用してください。

今回記入いただく箇所には着色しています。

1. 施策概要

- ①【政策】 総合計画の5つの政策についてプルダウンで選択してください。
- ②【施策】 総合計画の施策名について記入してください。
- ③【めざす姿】 総合計画に記載のあるめざす姿を記入してください。
- ④【SDGs17項目の配慮視点】 総合計画をもとにSDGsに該当する番号を記入してください。
- ⑤【関連する個別計画名】 総合計画をもとに関連する計画等を記入してください。
- ⑥【総合戦略における位置づけ】 第2期総合戦略の各分野（まち・ひと・しごと）の該当する具体的施策名を記載してください。

※ 必ず別添の第2期総合戦略の内容を確認いただき、「計画期間中に取り組む施策」（p15～20）に掲げる具体的施策の「説明」や「主な取り組み」に該当する場合は、漏れなく記載してください。

まち	良好な住環境の整備促進
	地域資源を活用したシティセールスによるまちの魅力発信
	だれもがいきいきと暮らせるまちづくりの推進
ひと	妊娠・出産・子育てをつなぐ安心の支援
	確かな学力と生きる力を育む教育環境の整備
	すべての子どもの育ちの支援
しごと	就労の支援とまちに活力をもたらす産業の創出
	中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化と消費者ニーズの創出
	農林業の振興支援による活性化の促進

- ⑦【市民参画と協働によるまちづくり推進条例行動計画に関連する事業】 市民参画と協働によるまちづくり推進条例行動計画を大まかに「①市民と協力して実施する事業」と「②市民の意見を積極的に聴く取り組み」に分類しています。事業の「有・無」を選択し、「有」の場合は各取り組みに関連すると思われる事業名等を記載してください。複数記載可。

①市民と協力して実施する事業	環境づくり	中間支援組織の育成・支援及び組織体制の充実
		市民活動支援と市民提案制度の活用促進
		大学、企業等の多様な主体との連携・ネットワークの活用
	担い手づくり	まちづくりに主体的に関わるひとづくり
		まちづくり活動の担い手づくり
		協働によるまちづくりに取り組む職員の育成
	情報の発信・共有	多様な機会やメディアを活用した分かりやすい情報の発信
		市民（市民活動団体）が交流できる場や機会の充実
		市民（市民活動団体）が情報発信・共有できる機会の充実
②市民の意見を積極的に聴く取り組み	市政への参	広聴制度の充実

極的に聴く取組み	画	市政への市民参画機会の推進
----------	---	---------------

⑧【法的根拠】事業実施にかかる根拠法令等があれば記載してください。

2. 施策計画・評価

①【定量評価】経年経過を見ることが出来る活動指標（アウトプット）について、【総合計画】【総合戦略】【市民参画】に掲載している取組内容で検討してください。計画値は年度当初に記入、中間値は次年度当初予算要求時に記入、実績値は翌年度当初に記入するものとします。（設定にあたっては、毎年決算の付随資料として作成している「主要な施策の成果及び予算執行の実績報告書」等を参考に行ってください）

②【達成度評価】翌年度当初に各所属で一次評価を4段階からプルダウンから選んでください。二次評価は庁内組織で評価しますので選択しないでください。

4	当初設定した目標を著しく上回る成果をもって達成
3	当初設定した目標を上回る成果をもって達成
2	当初設定した目標を概ね計画どおりに達成
1	当初設定した目標を未達成

③【今後の方向性】事業の必要性等を鑑み、今後の方向性についてプルダウンから選択してください。

④【定性評価】

・（総合計画評価）（行政改革評価）（市民参画・協働評価）について選択してください。次年度当初予算要求時に記載します。

（市民参画・協働評価）については、シート中の【市民参画と協働によるまちづくり推進条例行動計画に関連する事業】①市民と協力して実施する事業と②市民の意見を積極的に聴く取組みのいずれかあるいは両方が「有」の場合、上記⑦－①市民と協力して実施する事業＝協働の取り組み（計画段階含む）、②市民の意見を積極的に聴く取組み＝市民参画の取り組み（計画段階を含む）について下記を参考に、評価して下さい。）

進んだ	⑦－①、⑦－②に掲げる事業や取組み等に前年と比較し進展が見られる。
現状維持	⑦－①、⑦－②に掲げる事業や取組み等が引き続き維持されている。
進んでいない	⑦－①、⑦－②に掲げる事業や取組み等が見られない。

・（上半期を振り返って）：上記の選択の評価とともに次年度当初予算要求時に記載します。

・（前年度を振り返って、今年度の目標）：年度当初に簡潔に記載してください。

⑤【近隣市制度比較】近隣市との行政サービスを比較するため、毎年確認してください。

3. 総合計画基本事業

①【基本事業】第六次総合計画前期基本計画の基本事業を記入してください

②（事務事業）事業コード、事業名、予算額を年度当初に記入してください。また、特定財源の内訳も記入してください。職員人件費を除き関連するすべての事業コードを記載してください（ただし、関連する事業コードの集約可、特別会計の事業コードは抜粋・集約等可）。決算額については翌年度当初に記載してください。

③【年度事業計画】当該年度の事業内容を簡潔に記入してください。

④【公的関与の位置づけ】第八次行政改革大綱にある行政と民間の活動領域の範囲についてプルダウンから選択してください。

必要に応じて行の削除、追加をお願いします。

4. その他

文章は「です・ます調」で統一してください。

総合計画実施計画兼評価シート「評価」の基準について

○達成度評価の判断基準表（年度当初に記載）

達成度	達成度の度合い	定量的な場合の判断基準	定性的な場合の判断基準
4	著しく上回る：当初設定した目標を著しく上回る成果をもって達成	達成水準に対して 120%以上の成果を挙げた	期待を大幅に上回る成果を挙げた
3	上回る：当初設定した目標を上回る成果をもって達成	達成水準に対して 100%超の成果を挙げた	期待を上回る成果を挙げた
2	計画通り：当初設定した目標を概ね計画どおりに達成（コロナ禍や自然災害等のため予定していた事業が実施できなかったが、代替事業で一定の成果を得られた場合を含む。）	達成水準どおり（100%）の成果を挙げた	ほぼ期待どおりの成果を挙げた
1	未達：当初設定した目標を未達成	達成水準に対して 100%未満の場合	期待通りの成果に至らなかった

○今後の方向性 拡大・継続・縮小・完了・廃止・その他（翌年度予算要求時）

- ・**拡大**：新たな事業の追加、事業規模の増（対象者の拡大（条件の緩和など）、回数の増）など。ただし対象者の自然増によるものは含まない
- ・**縮小**：既存事業の廃止、事業規模の縮小（対象者の縮小（条件の強化など）、回数の減）
- ・**完了**・**廃止**：実施計画の完了、廃止。

・対象者等の減少（拡大）による事業規模の減少（拡大）で、これが制度の改正による場合は「減少（拡大）」、対象者等が自然に減少（拡大）している場合であれば減少（拡大）を選択しない。

・5年間の事業実施で、今年度はコロナ禍等の影響（内示割れ・繰越を除く）で事業実施が遅れ、次年度以降従来予定に加える形で事業実施を延伸する場合は「拡大」。

・個別計画や中長期財政見通しに計上している特定事業などで、計画どおり執行する場合は「継続」。

・「完了」「廃止」は総合計画の施策ベースで実施計画を作成していることから、実施計画に掲げている事務事業のすべてが完了・廃止した場合に選択。

○年度計画に沿って事業が進んでいるか（翌年度予算要求時）

実施計画で設定した「今年度の計画（取組内容）」が予定通り進んでいるか評価。

「コロナ禍で予定していた事業ができなかった」などの緊急事態や止むを得ない事由により事業ができなかった、「申請件数が減った（自然減）」場合でも、「法令等に定める事業を着実に実施」、「規模を縮小して実施」、「代替事業を実施」し一定の成果が得られた場合は「進んでいる」と評価。

また、予定よりも遅れている場合であったとしても年度内に計画実施が見込まれる場合は「進んでいる」を選択。

○現行の進捗状況で目標達成が可能か（翌年度予算要求時）

実施計画で設定した「今年度の目標」の達成が可能か評価。

○「経費の節減に努めたか」（翌年度予算要求時）

無駄な経費の執行がなく予定していた成果が得られたか、を評価。

コロナ禍対応のために平時よりも執行が増えた場合は評価の条件には含めない。

○「公的関与の基準」に照らして市が実施すべき事業か（翌年度予算要求時）

公的関与の基準（下記）を参照し、市が実施すべき事業か否かを評価。

- ・ 法律で実施が義務づけされている事務事業
- ・ 受益の範囲が不特定多数の市民におよび、サービス対価の徴収ができない事務事業
- ・ 市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために、必要な規制、監視指導、情報提供、相談などを目的とした事務事業
- ・ 個人の力だけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網（セーフティー・ネット）を整備する事務事業
- ・ 民間のサービスだけでは市域全体にとって望ましい質、量のサービスの確保ができないため、これを補完・先導する事務事業
- ・ 市の個性、特色、魅力を継続・発展・創造し、あるいは国内外へ情報発信をすることを目的とした事務事業
- ・ いずれにも該当しない

※裏面基本事業の事務事業、R2決算額、R3予算額も記入してください。

施策概要																		
【政策】		プルダウンで選ぶ めやす※ 総合計画の施策 名を転記																
【施策】																		
【SDGs 17項目の配慮視点】																		
【関連する個別計画名】		第2期総合戦略に掲げる「具体的施策」9施策のうち、該当する施策を転記（該当がない場合は「なし」とする）																
【総合戦略における位置付け】		有 の場合は事業名を記載																
【市民参画と協働によるまちづくり推進条例行動計画に関連する事業】		①市民と協力して実施する事業					プルダウンで選ぶ					②市民の意見を積極的に聴く取組み						
【法的根拠】事業実施の根拠法令名																		
施策計画・評価		個別計画のアウトプット指標や「主要な施策の成果及び予算執行の実績報告書」を参考に各課施策レベルで検討																
【定量評価】活動指標（アウトプット）		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度				
		計画値	（中間値）	（実績値）	（計画値）	（中間値）	（実績値）	（計画値）	（中間値）	（実績値）	（計画値）	（中間値）	（実績値）	（計画値）	（中間値）	（実績値）		
【総合計画】																		
【総合戦略】																		
【市民参画】																		
【達成度評価】4段階評価 1未達、2計画通り、3上回る、4著しく上回る（年度当初に記載）		（一次評価）		プルダウンで選ぶ		（一次評価）		（二次評価）		（一次評価）		（二次評価）		（一次評価）		（二次評価）		
【今後の方向性】拡大・継続・縮小・完了・廃止・その他（次年度予算要求時に記載）		（一次評価）		（二次評価）		（一次評価）		（二次評価）		（一次評価）		（二次評価）		（一次評価）		（二次評価）		
【定性評価】総合計画評価・行政改革評価・次年度に向けた課題等	（総合計画評価） （次年度予算要求時に記載）	●年度計画に沿って事業が進んでいるか。										●事業を実施する上で、現行人員で事業実施が可能か。						
		●現行の進捗状況で目標の達成が可能か。										●評価結果を次年度以降の予算に反映したか。						
	（行政改革評価） （次年度予算要求時に記載）	●「経費の節減に努めたか」										●国・県補助金等財源確保・増加策を講じたか。						
		●「公的関与の基準」に照らして市が実施すべき事業か										●民間委託の検討や事業の共同化・広域化の検討を行ったか（アウトソーシングの推進）						
	（市民参画・協働評価） （次年度予算要求時に記載）	●協働の取組み（計画段階含む）が進んだか										●市民参画の取組み（計画段階含む）が進んだか						
	（次年度予算要求時に記載） ○上半期を振り返って （次年度に向けた課題や改革方針、改善策）	（予算要求時に記載） ・次年度に向けた課題や改革方針、改善策																
	○前年度を振り返って （達成度について：成果と課題）	・達成度について：成果と課題 ※上記達成度評価【4段階評価】の評価理由の位置づけになります。																
○今年度の目標、計画（取り組み内容）について	・今年度の目標 ※「今年度の目標」は上記総合計画評価「現行の進捗状況で目標達成が可能か。」の「目標」に対応します。																	
	・今年度の計画（取り組み内容）について ※「今年度の計画（取り組み内容）」は上記総合計画評価「年度計画に沿って事業が進んでいるか。」に対応します。また、裏面の基本事業・事務事業を取り組み内容に含みます。																	
【近隣市制度比較】	（草津市）				（守山市）				（野洲市）				【参考】（その他の市）					

※裏面基本事業の事務事業、R2決算額、R3予算額も記入してください。

総合計画基本事業(必要に応じて、行の追加・削除をしてください。)

[illegible]

↑

旧バージョンを張り付けるか、再入力をお願いします。

施策概要																			
【政策】		行政の安心を営む		【めざす姿】 行財政改革として、全ての施策・事務事業について、選択と集中、再編、見直しを継続的に行うことにより、財政の健全化と併せて市民にとって最適な行政サービスを提供するまちになっています。															
【施策】		効率的・効果的な行財政運営																	
【SDGs】		17項目の配慮視点		SDGs 8 SDGs 11 SDGs 17															
【個別計画名】		第八次栗東市行政改革大綱																	
【格における位置付け】		なし																	
【市民と協働によるまちづくり推進条例行動計画に関連する事業】		①市民と協力して実施する事業				無						②市民の意見を積極的に聴く取組み		有		行政改革懇談会の開催			
【事業実施の根拠法令名】		なし																	
【評価】																			
【定量評価】 活動指標（アウトプット）		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度					
		（計画値）	（中間値）	（実績値）	（計画値）	（中間値）	（実績値）	（計画値）	（中間値）	（実績値）	（計画値）	（中間値）	（実績値）	（計画値）	（中間値）	（実績値）			
【総合計画】 職員提案の提案数		10件		0件		1件		10件											
【総合戦略】																			
【市民参画】																			
【達成度評価】 4段階評価 1 未達、2 計画通り、3 上回る、4 著しく上回る（年度当初に記載）		（一次評価）		（二次評価）		（一次評価）		（二次評価）		（一次評価）		（二次評価）		（一次評価）		（二次評価）			
		2（計画通り）																	
【今後の方向性】 拡大・継続・縮小・完了・廃止・その他（次年度予算要求時に記載）		（一次評価）		（二次評価）		（一次評価）		（二次評価）		（一次評価）		（二次評価）		（一次評価）		（二次評価）			
		継続																	
【定性評価】 総合計画評価・行政改革評価・次年度に向けた課題等		（総合計画評価）		●年度計画に沿って事業が進んでいるか。								●事業を実施する上で、現行人員で事業実施が可能か。							
				●現行の進捗状況で目標の達成が可能か。								●評価結果を次年度以降の予算に反映したか。							
		（行政改革評価）		●「経費の節減に努めたか」								●国・県補助金等財源確保・増加策を講じたか。							
				●「公的関与の基準」に照らして市が実施すべき事業か								●民間委託の検討や事業の共同化・広域化の検討を行ったか（アウトソーシングの推進）							
		（市民参画・協働評価）		●協働の取組み（計画段階含む）が進んだか								●市民参画の取組み（計画段階含む）が進んだか							
				（次年度予算要求時に記載） ○上半期を振り返って （次年度に向けた課題や改革方針、改善策） （次年度予算要求時に記載）		（予算要求時に記載） ・次年度に向けた課題や改革方針、改善策													
		○前年度を振り返って （達成度について：成果と課題）		・達成度について：成果と課題 ※上記達成度評価【4段階評価】の評価理由の位置づけになります。 活動指標は1件ではあったものの職員から事務改善の提案が得られた。行財政推進本部会議、同専門部会により今後の課題等について議論、情報の共有ができた。															
		○今年度の目標、計画（取り組み内容）について		・今年度の目標 ※「今年度の目標」は上記総合計画評価「現行の進捗状況で目標達成が可能か。」の「目標」に対応します。 行財政改革の推進（事務事業の見直し、アウトソーシングの推進）、広域行政の推進															
				・今年度の計画（取り組み内容）について ※「今年度の計画（取り組み内容）」は上記総合計画評価「年度計画に沿って事業が進んでいるか。」に対応します。また、裏面の基本事業・事務事業を取り組み内容に含みます。 行財政推進本部会議、同専門部会の開催により行革の方向性について議論。令和2年度総合計画実施計画の二次評価の実施。															
【近隣市制度比較】		（草津市）				（守山市）				（野洲市）				【参考】（その他の市）					
		行政改革 第3次草津市行政システム改革推進計画に基づき、「持続可能な共生社会の構築」に向けた「地域経営のための公共の再編」を行うため、「協働のまちづくりの推進」「自律的な行政経営」の方向性として取り組んでいます。 職員提案制度…有				行政改革 守山市行政経営方針に基づき、「市民とともに誇りを持てる、住みよい守山の実現」に向けて職員一人ひとりが今やるべきことを認識し、将来の守山市を見据えた質の高い行政経営を目指しています。 職員提案制度…無				行政改革 野洲市経営改善方針に基づき、「市民が「安全・幸福」を日常生活の中で感じる事ができる元気と安心のまち」を実現することを目指し、「地域の実情に適した政策の創出」「経営資源の質の向上」「まちづくりを支える財政基盤の強化」を都市経営の基本方針として取り組んでいます。 職員提案制度…有									

↓

第六次栗東市総合計画 実施計画 兼 評価シート 【総合計画】 【行政改革】 【総合戦略】 【市民参画と協働】

総合計画基本事業(必要に応じて、行の追加・削除をしてください。)			令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
【基本事業1】健全な行財政運営の推進			予算額：千円	(内特定財源)	決算額：千円	予算額：千円	(内特定財源)	決算額：千円	予算額：千円	(内特定財源)	決算額：千円	予算額：千円	(内特定財源)	決算額：千円	予算額：千円	(内特定財源)	決算額：千円
(事務事業①)	0241	行政改革推進事業	242	国 県 他	0 0 0	173	3,138	国 県 他	0 0 0		国 県 他		国 県 他			国 県 他	
【年度事業計画】年度ごとの事業内容			(新) 集中改革プランの効果の継続と初年度を迎える第八次行政改革大綱に基づく改革を着実に実行するため、行政経営改革支援事業のためのシステムを構築します。														
【公的関与の位置付け】事業の性質			受益の範囲が不特定多数の市民におよび、サービス対価の徴収ができない事務事業														
【基本事業2】職員の資質向上			予算額：千円	(内特定財源)	決算額：千円	予算額：千円	(内特定財源)	決算額：千円	予算額：千円	(内特定財源)	決算額：千円	予算額：千円	(内特定財源)	決算額：千円	予算額：千円	(内特定財源)	決算額：千円
(事務事業①)	-	職員提案制度	0	国 県 他	0 0 0	0	0	国 県 他	0 0 0		国 県 他		国 県 他			国 県 他	
【年度事業計画】年度ごとの事業内容			人材育成と職場風土の活性化一環として、職員提案制度の活用を図ります。また、提案内容の採用可否について検討します。														
【公的関与の位置付け】事業の性質			いずれにも該当しない														
【基本事業3】広域連携の推進			予算額：千円	(内特定財源)	決算額：千円	予算額：千円	(内特定財源)	決算額：千円	予算額：千円	(内特定財源)	決算額：千円	予算額：千円	(内特定財源)	決算額：千円	予算額：千円	(内特定財源)	決算額：千円
(事務事業①)	0232	広域行政推進事業	92	国 県 他	0 0 0	62	92	国 県 他	0 0 0		国 県 他		国 県 他			国 県 他	
【年度事業計画】年度ごとの事業内容			近隣市（草津市・守山市・湖南市）との連携・協議により広域的課題解決に向けた調整を行います。														
【公的関与の位置付け】事業の性質			市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために、必要な規制、監視指導、情報提供、相談などを目的とした事務事業														
(事務事業②)	0234	湖南広域行政組合負担金	79,990	国 県 他	0 0 0	79,990	74,973	国 県 他	0 0 0		国 県 他		国 県 他			国 県 他	
【年度事業計画】年度ごとの事業内容			一部事務組合である湖南広域行政組合における議会総務関係費を支出します。														
【公的関与の位置付け】事業の性質			法律で実施が義務づけされている事務事業														

令和3年4月7日（水）

総合調整会議

事務連絡

令和3年4月 日

各部次課長 様

市民政策部長

目標管理シートの作成について（依頼）

このことについて、栗東市総合計画及び施政方針等に基づく各部課における目標に基づく取り組みについて、今年度も目標管理シートにより進行管理及び評価を行います。

つきましては、年度初めのご多忙の折に誠に恐縮ですが、下記資料を作成の上、元気創造政策課へご提出くださいますようお願いいたします。

記

1. 作成をお願いする資料

R3 目標管理シート〔人事評価における業績評価シートと連動〕

：各部・課における今年度の主要な重点目標（課題）を5項目程度抽出し、年間計画を図示

※ 添付している様式をご利用ください。

※ 次長については、次長としての部内での所管内容に加え、課長を兼務されている場合は当該課長の立場でも作成ください。

◎ 作成にあたっては、別添の「資料作成にあたっての留意事項」をご参照ください。

2. 提出期限 4月28日（水）

※ 上記①、②をそれぞれ部単位でまとめて、メールで提出ください。

3. 今後のスケジュール（予定）

・5月中旬～ 第1回部別経営会議

・9月中旬 各部課に目標管理シート作成依頼（上半期の進捗状況を記入）

・10月上旬～ 第2回部別経営会議

【提出先】市民政策部 元気創造政策課

担当：俣野（PHS 70994）・奥（PHS 71068）

令和3年4月7日（水）

総合調整会議

【目標管理シート作成にあたっての留意事項】

◎ 令和3年度 目標管理シートの作成

※ 人事評価制度と連動させており、本シートの内容は今年度の業績評価シートにそのまま反映します。

※ 「業績評価シート」データ内の「目標管理シート」に入力の上、データ一式をご提出ください

※ 次長については、次長としての部内での所管内容に加え、課長を兼務されている場合は当該課長の立場でも作成ください。

※ 第六次総合計画、施政方針等を踏まえ、重点目標項目（課題）について、

- ・ 主要な5項目程度を各部で抽出し、項目毎に下表の（ア）に記入してください。
- ・ （課長級職員のみ）当該項目の年間計画について、下表の（イ）上段の計画欄に矢印「→」で図示してください（部長級職員は作成いただく必要はありません）。
- ・ 部の目標を踏まえ、課の目標を設定してください。

令和3年度 目標管理シート		部署		課	
		課長	副課長		
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56					
57					
58					
59					
60					
61					
62					
63					
64					
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					

令和3年度 目標管理シート

所属

作成者

職名

氏名

令和3年度 目標管理シート

総合計画、所信表明、施政方針等を踏まえ、取り組む課題を目標として設定すること

課長級職員のみ記入すること
(部長級職員は不要)

上半期終了時点で記入すること

年度末時点で記入すること

令和3年4月7日(水)
総合調整会議

	A. 目標項目 (重点目標項目をベースに5項目程度とする)	B. どの水準まで (達成水準又は遂行後の状態等で、極力、定量的に測定できるもの)	C. どのような方法で (目標等を達成するまでの取組の内容等)	D. いつまでに (取組を行う期限又はスケジュールの概要等)	E. 計画および実績(不要)													F. 上半期の評価		G. 年度末の評価	
					月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	どの水準まで達成したか	反省点・改善事項等	どの水準まで達成したか	反省点・改善事項等
1					計画																
					実績																
					計画																
					実績																
					計画																
					実績																
					計画																
					実績																
2					計画																
					実績																
					計画																
					実績																
					計画																
					実績																
					計画																
					実績																
3					計画																
					実績																
					計画																
					実績																
					計画																
					実績																
					計画																
					実績																
4					計画																
					実績																
					計画																
					実績																
					計画																
					実績																
					計画																
					実績																
5					計画																
					実績																
					計画																
					実績																
					計画																
					実績																

P

A

D

C

